

令和7年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第4号)

令和7年12月16日(火曜日)午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第67号 令和7年度海津市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第68号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第69号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第70号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第71号 令和7年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第72号 令和7年度海津市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第73号 海津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第9 議案第74号 海津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第10 議案第75号 海津市立認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第76号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第77号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第81号 指定管理者の指定について
- 日程第14 発議第4号 議案第81号指定管理者の指定についてに対する附帯決議について

◎出席議員(15名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 近澤美佳子君 | 2番 | 寺村典久君 |
| 3番 | 古川理沙君 | 4番 | 片野治樹君 |
| 5番 | 橋本武夫君 | 6番 | 浅井まゆみ君 |
| 7番 | 北村富男君 | 8番 | 小粥努君 |
| 9番 | 伊藤久恵君 | 10番 | 松岡唯史君 |
| 11番 | 六鹿正規君 | 12番 | 川瀬厚美君 |
| 13番 | 服部寿君 | 14番 | 水谷武博君 |
| 15番 | 里雄淳意君 | | |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	近藤三喜夫君
総務企画部参事 情報統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君	市民生活部長	奥村孝司君
健康福祉部長	安立文浩君	産業経済部長	近藤康成君
産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君	都市建設部長	伊藤隆八君
会計管理者 兼会計課長	水谷守宏君	教育委員会事務局長	後藤政樹君
消防本部消防長	加賀誠君	総務企画部 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君
総務企画部 財政課長	小粥政人君	総務企画部 企画課長	山崎賢二君

◎欠席した職員

産業経済部参事
未来創生マネージャー 古澤久爾君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	米山一雄	議会事務局 議会総務課長兼 議事総務係長	水谷理恵
議会事務局 議会総務課主任	片野征臣		

◎開議宣告

○議長（里雄淳意君） 定刻でございますので、会議を再開します。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（里雄淳意君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において1番 近澤美佳子議員、2番 寺村典久議員を指名します。

◎議案第67号 令和7年度海津市一般会計補正予算（第4号）から議案第81号 指定管理者の指定についてまで

○議長（里雄淳意君） 続きまして、日程第2、議案第67号から日程第13、議案第81号までの12議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長より審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 片野治樹議員。

〔総務産業建設委員長 片野治樹君 登壇〕

○総務産業建設委員長（片野治樹君） 海津市議会議長 里雄淳意様、総務産業建設委員会委員長 片野治樹。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に報告させていただきます。

議案第67号 令和7年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち総務産業建設委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第68号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第69号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第71号 令和7年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第72号 令和7年度海津市下水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第76号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第77号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第81号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま申し上げた議案8案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて報告します。ただし、議案第81号については、附帯決議案を提出することとしました。

また、主な質疑として、議案第67号 令和7年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち総務産業建設委員会の所管に属する事項の関係で、総務費、職員管理事務事業のハラスメント等に関する外部通報窓口設置の詳細について質疑があり、現在通報窓口は総務課のみとなっているが、新たに心理士など専門知識を持つ相談員に相談ができる外部通報窓口を設置する旨の答弁がありました。

総務費、域学連携活動支援事業の海明プロジェクトチームによる勉強会の詳細について質疑があり、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、高校魅力化の専門家を講師として招き、勉強会を2回開催する予定。また、海明プロジェクトチーム11人と企画課職員2名が高校魅力化のモデルケースである愛媛県立弓削高校への視察を行う予定である旨の答弁がありました。

次に、議案第69号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第2号）の増額について、売上げ見込みの質疑があり、仕入価格の1.2倍で販売することを想定して売上げを見込んでいる旨の答弁がありました。

次に、議案第67号のうち平田リバーサイドに係る部分、議案第76号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第81号 指定管理者の指定についての関係で、観光施設としての将来像や交流人口の拡大、地域経済の活性化への寄与について質疑があり、本市の財産である長良川の自然資源を活用し、現状よりも魅力的な施設へと発展させ、自然を学び体験できる場としたいと考えている。また、市民にとっては憩い・交流の場となり、市外の方々にも来訪いただき、交流人口を増やすことで地域経済への波及効果を生み出し、地域活性化につなげていきたい旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 続きまして、文教民生委員長 小粥努議員。

〔文教民生委員長 小粥努君 登壇〕

○文教民生委員長（小粥 努君） 委員会審査報告を申し上げます。

海津市議会議長 里雄淳意様、文教民生委員会委員長 小粥努。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に申し上げます。

議案第67号 令和7年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち文教民生委員会の所管

に属する事項、可決すべきもの。議案第70号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第73号 海津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第74号 海津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第75号 海津市立認定こども園条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま申し上げた議案5案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて報告します。

また、主な質疑として、議案第67号 令和7年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち文教民生委員会の所管に属する事項の関係で、教育費、小学校施設整備事業における海西小学校体育館の放送設備機器更新を行う理由についての質疑があり、以前から不具合が発生していたものの、行事の際、音声が出なくなったことから更新することとなった旨の答弁がありました。

教育費、学校給食センター管理事業において、給食センターの修繕は前回も予算計上されているが、施設の老朽化への対応や長寿化計画はどのようになっているのかとの質疑があり、学校給食センター個別の長寿命化等計画は策定していないが、海津市建物系公共施設個別設計画に基づき、長寿化に向けた維持管理を行っている旨の答弁がありました。

議案第70号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のうち、保険給付費、保険給付事業の出産育児一時金の増額について何人分を見込んでいるのかの質疑があり、5人分を見込んでいるとの答弁がありました。

また、当初予算の出産見込み件数と現時点での出生数について質疑があり、出生数の見込みは8人であったが、現時点では9人である旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教民生委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第67号 令和7年度海津市一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第67号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 令和7年度海津市一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第68号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第69号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第70号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号 令和7年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第71号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 令和7年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第72号 令和7年度海津市下水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第72号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 令和7年度海津市下水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第73号 海津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第73号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 海津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号 海津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第74号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 海津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第75号 海津市立認定こども園条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第75号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 海津市立認定こども園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号に対しては、橋本武夫議員ほか2人から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番 橋本武夫議員。

〔5番 橋本武夫君 登壇〕

○5番（橋本武夫君） では、修正動議を提出させていただきます。

海津市議会議長 里雄淳意様、提出者、海津市議会議員 橋本武夫、賛成者、海津市議会議員 浅井まゆみ、賛成者、海津市議会議員 伊藤久恵。

議案第76号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び海津市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

提案理由。海津市都市公園条例の改正のポイントである「平田リバーサイドプラザ」の名称を「長良川リバーサイドプラザ」へ変更する理由として、本施設を開かれたにぎわいのある水辺空間へと積極的に活用することをコンセプトとした長良川沿いの水辺活動拠点に位置づけることとし、併せてその特徴がイメージしやすい施設の名称に変更するとの説明を受けました。本施設の位置づけについては、意を唱えるものではありません。この「意を唱える」の「意」の字は間違いではありませんけれども、「異なる」のほうがより趣旨に沿うので訂正をお願いいたします。

しかしながら、長良川は郡上市に源を発し、伊勢湾に注ぐ全長166キロメートルの大河であり、流域の市町村も多く、長良川を冠する施設も多数あります。本施設が海津市の交流人口拡大と地域経済の活性化を目指すのならば、本施設が海津市にあることを明確に表す名称「海津市長良川リバーサイドプラザ」に変更することがより望ましいと考えます。

また、総務産業建設委員会の審査の過程において、新名称案の指し示すイメージや、継続的に市税を投入して維持管理する市民の憩いの場としての役割に関する質疑が多数あったことを踏まえ、より市民の合意を得やすい名称を検討すべきものと考えました。

あわせて、審査の中で、本施設の名称に海津市を付すことにやぶさかでない旨の市長答弁があったことから、執行部も市名を冠することに否定的ではないと判断したためです。以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。前にお願いします。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、修正案に対する討論をさせていただきます。

私は、修正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、過日の総務産業建設委員会におけます本議案の審査の過程におきまして、原案の過程におきまして、ほかの委員からの質疑及び市長らの答弁から、名称を長良川リバーサイドプラザとしても、通称、愛称で海津もしくは海津市をつけることは可能であると解釈をしまして、そうであるならば原案のままでも否決されるものではないと判断をしたことから原案に賛成をいたしました。

しかしながら、本日、橋本武夫議員から修正動議、修正案が提出されまして、かつその提案理由を勘案いたしますと同議員からの御指摘はまさにそのとおりでありまして、また通称、愛称で海津市を付すことを今後視野に入れるのであれば、正式名称として海津市長良川リバーサイドプラザと条例にうたったほうがよりすっきりするのではないかと、より望ましいのではないかと考えるに至りました。したがって、私は同修正案に賛成をいたします。

○議長（里雄淳意君） そのほか討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第76号に対して、橋本武夫議員ほか2人から提出された修正案について採決します。

この採決は起立によって行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（里雄淳意君） 着座願います。

議員総数14人、起立者11人、起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（里雄淳意君） 着座願います。

議員総数14人、起立者14人でございます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第77号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第81号 指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第81号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第4号 議案第81号指定管理者の指定についてに対する附帯決議について

○議長（里雄淳意君） ただいま議決いたしました議案第81号 指定管理者の指定について、総務産業建設委員長 片野治樹議員から附帯決議案が提出されています。

よって、日程第14、発議第4号 議案第81号指定管理者の指定についてに対する附帯決議についてを議題とします。

発議者より提案理由の説明を求めます。

4番 片野治樹議員。

[4番 片野治樹君 登壇]

○4番（片野治樹君） 発議第4号、海津市議会議長 里雄淳意様、提出者、総務産業建設委員会委員長 片野治樹。

議案第81号指定管理者の指定についてに対する附帯決議について。

上記の議案に対する附帯決議を、海津市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

議案第81号指定管理者の指定についてに対する附帯決議。

市長が令和7年11月27日の定例会見において、指定管理者指定の対象となる施設のリニューアル計画について、議会に示されていない詳細な資料（設計図面、整備イメージ図等の情

報)を用いて詳細に説明したことは、以下の点で極めて遺憾である。

当該情報発信は、指定管理者の指定が「議会の議決を経て初めて確定するもの」という原則が曖昧になり、市民に対して、リニューアルが既に確定事項であるかのような誤解を与えた。また、議会に提出されていない詳細な資料を先に公開することは、議会の審議の場において建設的な議論を軽視し、市民の代表である議会によるチェック機能や審議権を侵害し、事実上の「既成事実化」を図ろうとするものと思われかねない。

よって、本市議会は、本件議案の可決に当たり、市長に対し、二元代表制の精神を尊重した議会への説明や情報発信の在り方を確立するため、以下の事項を徹底し、是正を強く求めるものである。

1. 議決前案件への言及時における明示の徹底。

定例会見等の公の場において、議会の議決前である案件に言及する際は、いかなる場合であっても、当該案件が「議会の議決を経て初めて確定するもの」とある旨を明確に、かつ、強調して市民に伝えること。

2. 情報発信における公正性の確保と議会資料の遵守。

議会の審議に付託される案件について市民に説明する際は、議会に提出された資料の範囲内で提案の意図や概要の説明に留めること。

議会に提出していない詳細な情報や資料(設計図、イメージ図、具体的な整備内容等)を先行して公の場で公開し、議会の審議に圧力をかけたり、誤解を招いたりする行為は厳に慎むこと。

3. 二元代表制の原則の再確認。

地方自治体における首長と議会の関係が、対等な立場の二元代表制に基づくものであることを再認識し、全ての市政運営および情報発信において、議会に対する尊重の念を持って臨むこと。

4. 議会に対する事業ビジョンの詳細説明の実施。

今後は市民への情報発信に先立ち、事業実施に関する具体的なビジョンや詳細な計画について、責任を持って速やかに議会に対して説明を行うこと。これにより、議会における十分な審議と、議員が市民に対して適切かつ整合性のある情報提供をできるようにすること。

以上、決議する。令和7年12月16日、海津市議会。

○議長(里雄淳意君) 説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(里雄淳意君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。発議第4号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決され、議案第81号 指定管理者の指定について、附帯決議を付すことに決定しました。

執行部におかれましては、この附帯決議が市民の皆様の意向や議会としての真摯な懸念、そしてよりよい事業の実現に向けたものであることを改めて御認識いただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○議長（里雄淳意君） 以上で、今定例会に提出された案件は全て議了しました。

これをもちまして、令和7年海津市議会第4回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午前10時03分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和8年3月4日

議 長 里 雄 淳 意

署 名 議 員 近 澤 美 佳 子

署 名 議 員 寺 村 典 久